

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2019年10月 8 日

【会社名】 株式会社東武住販

【英訳名】 Toubujyuhan Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荻野 利浩

【本店の所在の場所】 山口県下関市岬之町11番46号

【電話番号】 083-222-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 河村 和彦

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市岬之町11番46号

【電話番号】 083-222-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 河村 和彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番 2 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は2019年9月2日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(2) 決議事項の内容

第3号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 決議事項の内容

(中略)

第3号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役の報酬の年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とは別枠で、当社の取締役3名(業務執行取締役であって、主要株主に該当しない者に限る。)に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬について年額5,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とする。

また、付与の対象となる各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

(訂正後)

(2) 決議事項の内容

(中略)

第3号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役の報酬の年額1億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とは別枠で、当社の取締役3名(業務執行取締役であって、主要株主に該当しない者に限る。)に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬について年額5,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とする。

また、付与の対象となる各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

以上